平成２１年（フ）第５５０号
愛媛県松山市西垣生町237番地８
債務者　木曽　春美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５７０号
愛媛県伊予郡砥部町千足20番地11
債務者　友井　博之
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５８０号
愛媛県松山市畑寺４丁目７番30号、住民票上の住所愛媛県松山市桑原３丁目13番９号
債務者　西尾　和訓
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５９４号
愛媛県松山市立花１丁目６番25号　コーポ福住Ｂ105号
債務者　岡田　正彦
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３５４号
福岡県久留米市御井町552番地
債務者　古賀　明弘
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３７１号
福岡県小郡市津古845番地27
債務者　水島　貴子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１０７号
熊本県八代市鏡町上鏡557番地２
債務者　川上　幸美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第４２３号
宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸703番地１
国富町アパート201号
債務者　山本　栄一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２７号
宮崎市佐土原町下那珂1374番地18、前住所宮崎市佐土原町下田島9854番地16
債務者　山内沙由理
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４４７号
宮崎県宮崎郡清武町池田台32番地３
債務者　小玉　絹恵
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７５号
秋田県由利本荘市高尾字蒲田19番地
債務者　大友　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第７６号
秋田県由利本荘市大鍬町34番地10
債務者　大井みゆき
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第２０４号
福島県いわき市小名浜下神白字千速36番地の３
債務者　須原ミチ子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２０７号
福島県いわき市小名浜字丹波沼170番地の３
債務者　福島　菜摘
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第４９号
千葉県館山市北条2411番地の１
債務者　峯岸　真澄
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第５５７号
岐阜県羽島郡岐南町薬師寺３丁目72番地の２
債務者　川瀬　正揮
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５７６号
岐阜県本巣郡北方町北方1419番地の２
債務者　原野　　力
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５８４号
岐阜市清住町３丁目５番地堀壹ビルＢ３号室
債務者　服部由美子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
岐阜地方裁判所